

社会福祉法人エクスクラメーション・スタイル・キョウト 障がい者の身体拘束等適正化のための指針

1. 本指針作成の要旨

当法人が運営する事業所における障がい者への身体拘束等の適正化を図るため、本指針を定める。

2. 当法人における虐待の防止に関する基本的考え方

ア 身体的拘束等の原則禁止

身体的拘束等は利用者の自由を制限することで重大な影響を与える可能性がある。利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みをつくり、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施してはならない。

イ 身体的拘束等に該当する具体的な行為

- ①車いすやベッド等に縛り付ける。
- ②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

※参考 厚生労働省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」

3. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

身体的拘束等を行わないことが原則であるが、緊急やむを得ない場合については、下記の運用によるものとする。

ア 3要件を確認する

要件	内容
切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。 ※「切迫性」を判断する場合には、身体的拘束等を行うことにより、利用者本人の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体的拘束を行うことが必要となる程度まで、利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

非代替性	<p>身体的拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。</p> <p>※「非代替性」を判断する場合には、いかなる場合でも、まずは身体的拘束等を行わずにすべての支援方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認する必要がある。また、拘束の方法自体も、利用者本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行われなければならない。</p>
一時性	<p>身体的拘束等が一時的なものであること。</p> <p>※「一時性」を判断する場合には、利用者本人の状態像等に応じて必要な最も短い拘束時間を想定する必要がある。</p>

イ 3つの要件を満たす場合にも、以下の点に留意する。

- ①「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかの判断は、身体的拘束等適正化委員、マネージャー、職員等の複数人の合意のもとに行う。また、身体的拘束等適正化委員会において協議を行い、基本的に個人的判断で行わないこと。
- ②利用者や家族に対して、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間、時間帯、期間等を出来る限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。説明は施設長もしくはそれに準ずる者で行う。仮に、事前に身体的拘束等について施設としての考え方を利用者や家族に説明し、理解を得ている場合であっても、実際に身体的拘束等を行う時点で必ず個別に説明を行う。
- ③緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当かどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。この場合には、実際に身体的拘束等を一時的に解除して状況を観察するなどの対応をとること。

ウ 身体的拘束に関する記録を行う。

- ①緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
- ②記録には、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、職員間、施設全体、関係者間で直近の情報を共有する。また、この記録は行政の監査においてもきちんと整備し閲覧していただけるようにする。

4. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

ア 虐待の防止の対策を検討する委員会の設置

当法人では、身体的拘束等の適正化を検討する委員会（以下「身体的拘束等適正化委員会」という。）を置き、少なくとも年に1回以上開催する。身体的拘束等適正化委員会は下記の委員から構成する。なお、身体的拘束等適正化委員会で検討した結果については記録し、保管するとともに、職員にその内容の周知徹底を図ることとする。

委員長 岡村行宏

委員 畑中大蔵・福田洋子・舛田敬一

イ 身体的拘束等適正化委員会

身体的拘束等適正化委員会では、実際に発生した身体的拘束等事例の分析検討をはじめ、身体的拘束等適正化研修のプログラム作成、労働環境・条件を確認・改善するための計画の作成、虐待を未然に防ぐ職場環境の確認等を行う。

なお、身体的拘束等適正化委員会は虐待防止委員会と兼ねて開催することができる。

ウ 身体的拘束等適正化責任者の設置

当法人では、身体的拘束等適正化のための責任者を置く。

身体的拘束等適正化責任者 畑中大蔵

5. 施行

この指針は令和4年4月1日より施行する。

この指針は令和6年1月17日より施行する。